

高校生の学費無償化に関する意見書（案）

国は平成２２年度から、公立高校は授業料を徴収せず、地方公共団体に対し、その相当額を国費により負担し、私立高校等の生徒には、年額１１万８,８００円（年収３５０万円未満は１７万８,２００円、年収２５０万円未満は２３万７,６００円を上限とする。）の高等学校等就学支援金を支給することとしている。

国により高校の実質無償化の方向が打ち出されたことは、すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障する点から前進である。しかし、私立高校等の場合、最高額である２３万７,６００円が支給になった場合でも授業料は無償とならず、加えて高額な入学金や施設費なども負担しなければならない。東京の高校生の約６割、全国的にも約３割が私立高校等に通っており、私立高校等が公教育の一翼を担っていることから見れば、私立高校等の生徒への負担軽減を一層進めるべきである。

さらに、公立、私立高校等ともに、教科書代や修学旅行費、通学費など学校教育費の負担もあり、特に低所得者世帯にとっては重い負担となっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- １ 私立高校生等への高等学校等就学支援金を増額すること。
- ２ 高校生修学支援基金事業は、私立高校等の授業料や施設費に加え、入学金等の減免を対象とし、国の全額負担とすること。また、平成２３年度で終わらせることなく、恒常的な補助事業とすること。
- ３ 公立、私立高校等をともに対象とした、教科書代や修学旅行費、通学費などが賄える給付制奨学金制度を創設すること。
- ４ 高校無償化関連施策の詳細を早急に示し、都道府県及び私立高校等が円滑に制度を実施できるようにすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年３月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて